

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年12月16日

金 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年12月16日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第53号

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則

富山県旅館業法施行規則（昭和33年富山県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第13条第1項第9号ウ」の次に「及び同条第3項第1号ウ」を加え、同条に次の1項を加える。

3 条例第13条第3項第2号ウの規則で定める数は、宿泊者の数（法第3条第1項の許可の申請に当たって各客室の定員を合計した数をいう。以下同じ。）を5人以下とする場合は1以上、宿泊者の数を6人以上9人以下とする場合は2以上の数とする。

第10条第1号中「以下この条において同じ。」を削り、同条第2号中「第12条」を「第11条」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 省令第5条第1項第1号から第3号までに掲げる施設の特例は、次のとおりとする。

(ア) 洋式の構造設備による客室にあつては、床面積 3.3平方メートルにつき 1人とする。ただし、簡易宿所営業において階層式寝台を設ける場合

は、床面積 3.3平方メートルにつき 2 人とすること。

- (イ) 和式の構造設備による客室にあつては、床面積1.65平方メートルにつき 1 人とすること。

イ 省令第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる施設（簡易宿所営業の施設であつて、客室の延床面積が33平方メートル未満のものに限る。）の特例は、次のとおりとする。

- (ア) 洋式の構造設備による客室にあつては、床面積 3.3平方メートルにつき 1 人とすること。ただし、階層式寝台を設ける場合は、床面積 4.5平方メートルにつき 2 人とすること。

- (イ) 和式の構造設備による客室にあつては、床面積 3.3平方メートルにつき 1 人とすること。

第10条第 3 号中「のアからウまで」を削り、「施設の区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに定めるとおりとする」を「ところによる」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア 省令第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる施設の特例は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定めるとおりとする。

- (ア) ホテル営業の施設 条例第13条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号から第 7 号まで並びに第 9 号ア及びイに掲げる基準に適合すること。

- (イ) 旅館営業の施設 条例第13条第 1 項第 5 号から第 7 号まで並びに第 9 号ア及びイに掲げる基準に適合すること。

- (ウ) 簡易宿所営業の施設 条例第13条第 1 項第 5 号から第 7 号まで並びに第 9 号ア及びイに掲げる基準並びに同条第 3 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める基準（同項第 1 号ウ及び第 2 号ウを除く。）に適合すること。

イ 省令第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる施設（簡易宿所営業の施設であつて、客室の延床面積が33平方メートル未満のものに限る。）の特例は、次のとおりとする。

- (ア) 条例第13条第 1 項第 4 号から第 8 号まで並びに第 9 号ア及びイに掲げる

基準に適合すること。

- (イ) 共用の便所を設ける場合は、宿泊者の数を 5 人以下とするときは 1 以上、宿泊者の数を 6 人以上 9 人以下とするときは 2 以上、宿泊者の数を 10 人以上とするときは専ら客が利用する便所とし男女別にそれぞれ前条第 2 項に規定する数の便器を設けること。

様式第 1 号中

特 例 施 設 (該当する場合は、 その項目の番号に ○印を付ける。)	1	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 (営業期間 から まで)
	2	交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
	3	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 (営業期間 から まで)
	4	農山漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 第 2 条第 5 項に規定する農山漁業体験民宿業を営む施設

を

特 例 施 設 (該当する場合は、 その項目の番号に ○印を付ける。)	1	キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 (営業期間 から まで)
	2	交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの
	3	体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 (営業期間 から まで)
	4	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成 6 年法律第 46 号) 第 2 条第 5 項に規定する農山漁業体験民宿業に係る施設であつて、農山漁業者又は農山漁業者以外の者 (個人に限る。) がその居宅において営むもの

に改める。

様式第 1 号の 2 に備考として次のように加える。

備考 「共用の客用便所の便器数」の欄には、客室の延床面積が 33 平方メートル未満の場合であつて、申請に当たつて宿泊者の数を 9 人以下とするときは、計のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県旅館業法施行規則に定める様式による用紙は、

当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)